

# 奥州市学校給食施設再編計画

～奥州市の未来を担う子ども達のために～

令和3年11月

奥州市教育委員会

# 目 次

はじめに	1
第1章 学校給食施設の現状と課題	2
1 施設の現状	2
2 施設、設備の主な問題点	3
3 衛生環境整備への課題	4
第2章 学校給食施設整備の方向性	5
1 給食施設再編の考え方	5
2 給食施設の配置方針	5
3 給食施設の機能	5
4 給食施設の規模・方式	6
第3章 学校給食施設の再編	
1 給食施設の配置と再編案	6
2 学校給食センター建設候補地について	10

## 資料編

参考資料 令和2年～23年奥州市小・中学生推移一覧

奥州市学校給食施設再編計画策定委員会設置要綱

奥州市学校給食施設再編計画策定委員会委員名簿

## はじめに

奥州市の学校給食施設は、3つの単独調理場と5つの共同調理場（給食センター）があり、市内36の小中学校に約9,000食の学校給食を毎日提供しています。

しかし、施設のほとんどが建築後20年から50年が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、学校給食衛生管理基準を満たさないことから運用で対応している施設もあります。また、前回の再編計画策定時の児童生徒数より減少することが想定され、令和14年の配食数が6,700食まで減少することが予想されます。

子どもたちに安全な給食を安定的に提供するためには、調理場を再編したうえで改築することが必要と考え、平成29年6月に「奥州市学校給食施設再編計画」を策定し、令和2年に（仮称）奥州南学校給食センターの建設を予定しておりましたが、奥州市のハザードマップの見直しや令和元年の台風19号の影響による河川氾濫被害状況を受け、自然災害対策の観点から建設地の見直しが必要となり、新たな建設場所の選定が必要となりました。また、令和2年度に小中学校の学校再編計画を策定したことにより、配食校や食数に変更が生ずることから、同計画を見直しするものです。

本計画は、奥州市の学校給食施設の適正配置の指針となるものであり、本計画に基づき計画的に事業を進めることを目指すものです。



## 第1章 学校給食施設の現状と課題

奥州市の学校給食施設は、3つの単独調理場と5つの共同調理場（給食センター）により給食を提供しています。施設や設備の老朽化と少子化が進む中、平成21年度に改正された学校給食法第9条第1項の規定により「学校給食衛生管理基準」が制定され、基準への対応が求められるようになりました。

### 1 施設の現状

現在の学校給食施設の状況は次の表1、表2のとおりとなっています。

【表1】 共同調理場の現状

施設名	真城学校 給食センター (真城小学校)	東水沢学校 給食センター (東水沢中学校)	江刺学校 給食センター (江刺第一中学校)	前沢学校 給食センター	胆沢学校 給食センター
建築年月	平成10年3月	平成15年7月	昭和60年3月	昭和57年3月	平成6年3月
経過年数	22年	18年	36年	39年	27年
耐用年数	S 耐用年数34年	R 耐用年数47年	R 耐用年数47年	S 耐用年数34年	S 耐用年数34年
調理能力	710食	2,100食	3,500食	2,000食	2,000食
提供食数 (R3.4)	665食	1,774食	2,114食	1,050食	1,440食
受配校	真城小 姉体小 羽田小 黒石小	水沢中 東水沢中 水沢南中 佐倉河小	江刺地域の全ての 小中学校 (小学校12校) (中学校3校)	前沢地域の全ての 小中学校 (小学校1校) (中学校1校)	胆沢地域、衣川地域の 全ての小中学校 (小学校6校) (中学校2校)
施設の課題	【作業環境】ドライ方式 【汚染・非汚染区分】区分済 【冷房設備】検収室:有、調理室:有 【食育見学施設】有 【トイレ】全洋式	【作業環境】ドライ方式 【汚染・非汚染区分】区分済 【冷房設備】検収室:有、調理室:有 【食育見学施設】有 【トイレ】全洋式	【作業環境】運用でドライ対応 【汚染・非汚染区分】運用で区分 【冷房設備】検収室:無、調理室:有 【食育見学施設】有 【トイレ】一部和式	【作業環境】運用でドライ対応 【汚染・非汚染区分】運用で区分 【冷房設備】検収室:無、調理室:無 【食育見学施設】有 【トイレ】一部和式 【その他】老朽化著しい、衛生面、安全面に問題有	【作業環境】運用でドライ対応 【汚染・非汚染区分】運用で区分 【冷房設備】検収室:無、調理室:無 【食育見学施設】有 【トイレ】一部和式 【他】老朽化著しい
衛生管理基準	○	○	△	△	△

※ △は衛生管理基準を運用で満たす施設

【表2】 単独調理場の現状

施設名	水沢小学校	水沢南小学校	常盤小学校
建築年月	昭和41年8月 (改築H10.6)	平成10年6月	平成7年2月
経過年数	55年	23年	26年
耐用年数	R 耐用年数47年	R 耐用年数47年	R 耐用年数47年
提供食数 (R3.4現在)	624食	704食	684食
施設の課題	【作業環境】運用でドライ対応 【汚染・非汚染区分】区分無 【冷房設備】検収室:無、調理室:無 【食育見学施設】無 【トイレ】一部和式 【その他】老朽化	【作業環境】運用でドライ対応 【汚染・非汚染区分】区分無 【冷房設備】検収室:無、調理室:有 【食育見学施設】無 【トイレ】一部和式	【作業環境】運用でドライ対応 【汚染・非汚染区分】区分無 【冷房設備】検収室:無、調理室:無 【食育見学施設】無 【トイレ】一部和式
衛生管理基準	△	△	△

※ △は衛生管理基準を運用で満たす施設

## 2 施設、設備の主な問題点

### (1) ドライ方式への対応

調理場の作業環境にはドライ方式とウェット方式がありますが、ウェット方式は、床に水を流すため、常に床が濡れている状態で、たまった水を放置することにより細菌が増殖する恐れがあります。

一方、ドライ方式は床に細菌が増える原因となる水を床に流さない方式で、調理場内の湿度を低く保つことで細菌の増殖を抑え、床からの跳ね水が食品等を汚染することを防ぐ方式です。

※ ドライ方式：床に水が落ちない構造の施設。設備、機械、器具を使用しても床が乾いた状態で作業できる施設。

※ ドライ運用：ウェット方式で建築された施設を、ソフト面の運用（備品をドライ用に更新、調理従事者の工夫）でドライ方式に近づけて作業すること。

奥州市の学校給食施設のうち、このドライ方式に対応している施設は2施設のみで、他の6施設については調理機器等を改善し、作業方法の工夫によって水を床にこぼさずに作業を行うドライ運用で対応しています。

しかし、どの施設も手狭であり、運用を徹底するための移動台等の配置ができないこと等により学校給食衛生管理基準の求める水準には達していない状況です。

### (2) 汚染・非汚染作業区域の明確な区分け

学校給食衛生管理基準では、「汚染作業区域」（食品検収室、下処理室など）と「非汚染作業区域」（調理室、配膳室など）を部屋単位で分けることになっています。汚染作業区域は泥やほこりなどの異物や有害微生物が付着している食品を取り扱う場所です。

汚染作業区域と非汚染作業区域を調理従事者が往来すると、汚染が非汚染作業区域に持ち込まれ、食中毒の原因にもなりかねません。

現在の施設では、真城学校給食センターと東水沢学校給食センターを除き、作業ごとに部屋で区分されている施設はなく、人・食材・食器等の動線が交差しています。改善策として、使用状況に応じて区域を区分し、区域の境に調理台等を設けるなど汚染が非汚染作業区域に持ち込まれないような工夫をしながら作業を行っています。

より衛生面に配慮した給食の調理を目指して、汚染作業区域と非汚染作業区域を人や台車が往来しないよう部屋単位で明確な区分を行うためには、施設の増築が必須です。

### (3) 空調設備

建設年次が古い給食施設は窓が多いため直射日光が入りやすく、また、釜など熱を発生する調理機器があるため夏場は高温多湿になります。

このため、空調設備を備えていない施設は、調理場内の適切な温度及び湿度管理に苦慮している状況です。

また、窓ガラスが1枚であるため結露も発生しやすい環境にあります。

(4) 食物アレルギー等への対応

食物アレルギーへの対応は年々増加傾向にあり、アレルギー源の混入を防ぐためにも専用の調理室（設備）の設置が必要です。

(5) 食育の推進

3つの単独調理場は、調理作業を見学できる構造ではありません。「食」への関心をより一層高めるために、実際に調理作業工程を見学できる施設が望ましいところです。

### 3 衛生環境整備への課題

- (1) 学校給食衛生管理基準への対応を考慮すると、作業ラインの再構築や設備の全面更新が必要となり、施設改修での対応は困難となっています。
- (2) 基準に対応している真城学校給食センター及び東水沢学校給食センター以外の6つの給食施設を順次建替える場合、すべて建替えが終わるまでに少なくとも20年から30年かかり、衛生面の問題が続きます。
- (3) 単独調理場を建替える場合には、学校給食衛生管理基準に適合する十分な広さを確保しながら、現在地で建替えることは非常に困難となっています。



## 第2章 学校給食施設整備の方向性

### 1 学校給食施設再編の考え方

- (1) 何よりも安全を重視し、衛生環境の早期整備を最優先に考えます。
- (2) 将来の必要食数を見通し、旧市町村の枠組みを越えて合理的に学校給食を提供できる、最適な施設配置を目指します。
- (3) 学校給食施設再編計画の目標年度を真城学校給食センターの耐用年数を考慮し令和14年度（※令和12年度も検討）と定めます。令和14年度までは、衛生管理基準を満たしている真城学校給食センターと東水沢学校給食センターを稼働させ、それ以外の6施設については令和7年と令和14年（※令和12年度も検討）に再編したうえで新施設を整備します。
- (4) 食育等、学校給食の持つ教育効果に配慮します。

### 2 給食施設の配置方針

- (1) 新施設を中心に、既存施設を組み合わせる最適な配置となるよう配送校を再編成します。
- (2) あたたかい給食の提供が可能で、かつ、学校の時程に合わせて調理時間を確保できるよう、配送にかかる時間の目安を30分程度とします。
- (3) 食育の充実を図るため、栄養教諭が複数配置できる基準（受配校の児童生徒数が1,500人以上）となるよう配送校を決定します。
- (4) 学校給食施設の整備は段階的に進めるため、再編の過程においては配送校を弾力的に変更しながら対応します。

### 3 給食施設の機能

- (1) 「学校給食衛生管理基準」を満たした施設

学校給食法では、学校給食施設は学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めることが明記されています。児童生徒に安心安全な学校給食を提供するため、学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づき、衛生管理の徹底を図ります。

具体的には、調理室へのドライ方式の導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区分を行うとともに、調理場内を一定の温度・湿度に保ち、細菌繁殖の防止と二次汚染の防止を図ります。

また、食物アレルギー食専用室の設置や提供食数、献立等に応じた作業空間と機能性の確保により、安全な給食の提供及び調理員の健康管理、作業効率の向上を図ります。

- (2) 給食の質を維持・向上できる施設

最新の調理設備の導入により、作業環境の向上と作業の効率化を行うことで、現在の給食の質を維持しつつ更なる給食の質の向上を図ります。

また、調理員の資質向上を図るため、研修会等を実施します。

(3) 食育が推進できる施設

児童生徒が普段食べている給食が、どんな施設でどのように調理されているのか実際に見学し学習することは、食育の推進に大変重要だと考えます。児童生徒や保護者、市民等が調理工程を見学できるスペースや、給食を調理員や生産者と一緒に食べることができる研修室等を設置し、自然の恵みや調理者、生産者等食に係わる方々への感謝の気持ちを育てる取り組み（食育）を推進します。

#### 4 給食施設の規模・方式

(1) 奥州市全体の学校給食数

令和3年4月現在の学校給食数である9,055食（教職員等を含む）を基準とし、「真城学校給食センター」を閉鎖する時期を令和14年度（※令和12年度も検討）と想定すると、今後の児童生徒数の減少を見込み、この時期の学校給食数を約6,700食（職員等含む）と設定します。

(2) 調理場方式

現在の奥州市の調理場方式は、単独調理場方式が3カ所と共同調理場（給食センター）方式が5カ所あります。奥州市の小中学校は合わせて36校設置されており、全ての小中学校に単独調理場を設置していくことは、建設費、維持管理の面で極めて困難です。

また、学校給食衛生管理基準に適合する施設は、作業ごとに細かく部屋に区分されており、従来の上の2倍以上の面積が必要になります。3カ所の単独調理場を建て替える場合、建設場所は食材が安全に搬入でき、校舎との接続が容易にできる場所に限られるため、現在の学校施設の配置の中では建設は困難です。

以上のことから老朽化による衛生面の課題を早期に解消でき、建設費や維持管理費等で合理的な運営が可能である共同調理場（給食センター）方式とします。

(3) 共同調理場の適正規模について

全国の学校給食施設の事例を見ると、500食以下の小規模な施設から10,000食を超える大規模な施設までその規模は様々です。これは、各自治体によってそれぞれ条件（児童生徒数、学校数、市町村面積、給食施設の配置等）が異なっているためです。

また、近隣市町村では、一関市が6カ所の共同調理場（単独調理場なし、1,000食～2,200食規模）、北上市が3カ所の共同調理場（単独調理場なし、3,000食～3,500食規模）、滝沢市が1ヶ所の共同調理場（6,000食規模）を設置しています。

奥州市は、学校給食に地場産食材を使用する割合が県内では高く、これからも安全でおいしい旬の地場産食材を積極的に学校給食に使用していく考えであり、それらに対応した規模の施設を設置する方向です。

### 第3章 学校給食施設の再編

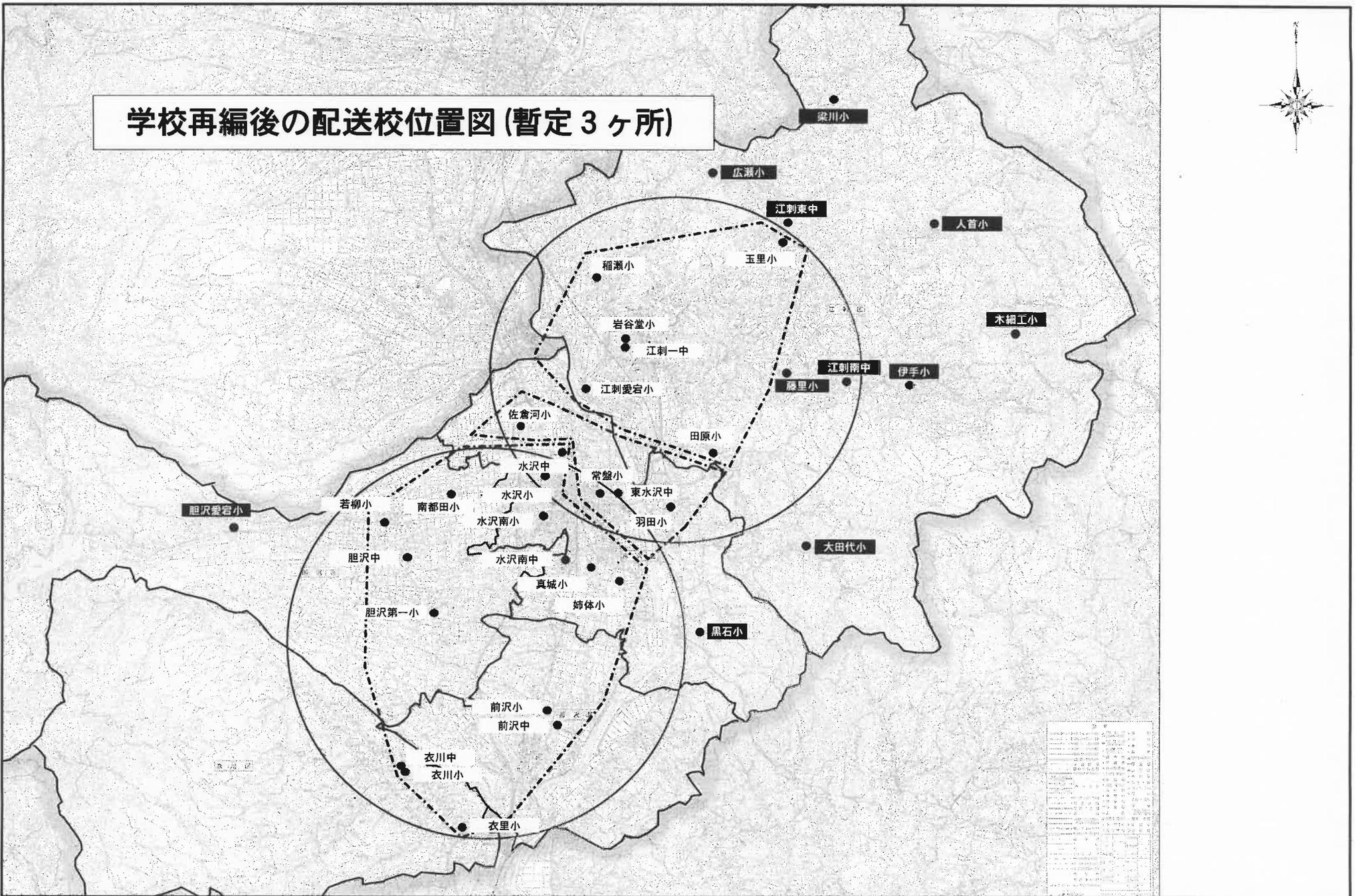
#### 1 給食施設の配置と再編案

(1) 給食施設の組み合わせ統合について

ア 再編及び配送校の組み合わせについては、全市的な配置のバランスや給食の配送時間を考慮し、「学校再編後の配送校位置図（暫定3ヶ所）」（別紙）のとおりとしますが、今後の児童生徒数の変化に対応し、柔軟に変更していきます。

- イ 当面、真城学校給食センターと東水沢学校給食センター、江刺学校給食センターを継続稼働させながら、早急に（仮称）奥州西学校給食センターを建設し、単独調理場を他の共同調理場へ統合します。
- ウ 令和 14 年（※令和 12 年度も検討）には耐用年数を迎える真城学校給食センターと老朽化となる江刺学校給食センターを廃止し、（仮称）奥州東学校給食センターを建設します。その後、人口減を見据え、令和 33 年に耐用年数を迎える東水沢学校給食センターを（仮称）奥州東学校給食センターに統合し、将来は 2 施設とします。詳細は、「学校給食施設再編計画策定（暫定 3 ケ所）」（別紙）のとおりです。

# 学校再編後の配送校位置図 (暫定 3ヶ所)



## 学校給食施設再編計画策定(暫定3ヶ所)

令和3年4月

施設名	真城学校 給食センター	前沢学校 給食センター	水沢南小学校	胆沢学校 給食センター	水沢小学校	江刺学校 給食センター	常盤小学校	東水沢学校 給食センター
建築年数	平成10年3月	昭和57年3月	平成10年6月	平成6年3月	昭和41年8月	昭和60年3月	平成7年2月	平成15年7月
経過年数	22年	39年	23年	27年	55年(改築後 22年)	36年	26年	18年
調理能力	710食	2,000食	1,000食	2,000食	1,500食	3,500食	800食	2,100食
提供食数(教職含)	665食	1,050食	704食	1,440食	624食	2,114食	684食	1,774食
配送校	真城小、姉体小、羽田小、黒石小	前沢地域内の小中学校	/	胆沢・衣川地域全ての小中学校	/	江刺地域内全ての小中学校	/	佐倉河小、水沢中、東水沢中、水沢南中
衛生管理基準	○	△	△	△	△	△	△	○

※ △は衛生管理基準を運用で満たす施設



令和7年

施設名	真城学校 給食センター	(仮称)奥州西学校給食センター	江刺学校 給食センター	東水沢学校 給食センター
建築年数	平成10年3月	令和7年	昭和60年3月	平成15年7月
経過年数	27年	-	40年	22年
調理能力	710食	4,500食	3,500食	2,100食
提供食数(教職含)	640食	4,100食	1,900食	1,800食
配送校	真城小、姉体小、羽田小	水沢小、水沢南小、水沢南中、前沢地域、胆沢地域、衣川地域	江刺地域	常盤小、佐倉河小、水沢中、東水沢中
衛生管理基準	○	○	△	○

※ △は衛生管理基準を運用で満たす施設



令和14年(※令和12年も検討)

施設名	(仮称)奥州西学校給食センター	(仮称)奥州東学校給食センター	東水沢学校 給食センター
建築年数	令和7年	令和14年	平成15年7月
7年	7年	-	29年
調理能力	4,500食	2,500食	2,100食
提供食数(教職含)	3,700食	1,500食	1,500食
配送校	水沢小、水沢南小、真城小、水沢中、水沢南中、前沢地域、胆沢地域、衣川地域	江刺地域	常盤小、佐倉河小、姉体小、羽田小、東水沢中
衛生管理基準	○	○	○

令和33年

施設名	(仮称)奥州西学校給食センター	(仮称)奥州東学校給食センター
建築年数	令和7年	令和14年(※令和12年も検討)
経過年数	26年	19年
調理能力	4,500食	2,500食
提供食数(教職含)	3,400食	2,000食
配送校	水沢小、水沢南小、真城小、姉体小、水沢中、水沢南中、前沢地域、胆沢地域、衣川地域	常盤小、佐倉河小、羽田小、東水沢中、江刺地域
衛生管理基準	○	○

## 2 学校給食センター建設候補地について

### (1) 建設候補地

建設候補地は、次を考慮し選定しました。

- ア 財政負担を考慮し公共用地から選定
- イ 転用目的の無いもの(売却可能性のないもの)

#### (仮称) 奥州西学校給食センター建設候補地

No	場所	所在地
候補地 1	旧古城小学校	奥州市前沢古城字東見寺下 15
候補地 2	旧上野原小学校	奥州市前沢字養ヶ森 44-2
候補地 3	旧徳岡小学校	奥州市胆沢小山字中油地 172
候補地 4	旧小山中学校	奥州市胆沢小山字道場 66
候補地 5	旧南都田中学校	奥州市胆沢南都田字塚田 126
候補地 6	旧白鳥小学校	奥州市前沢字合ノ沢 105

#### (仮称) 奥州東学校給食センター建設候補地

No	場所	所在地
候補地 1	江刺第一中学校	奥州市江刺岩谷堂字小境 1 番地
候補地 2	根岸公園プール跡地 ※都市公園エリアの区域変更ができるのであれば可能	奥州市江刺岩谷堂字御所橋 62、111
候補地 3	JA 江刺北側	奥州市江刺岩谷堂字反町 361-1

### (2) (仮称) 奥州西学校給食センター建設候補地の選定方法

学校給食センターの建設にあたっては、法的要件や用地面積等、様々な条件を考慮する必要があることから、建設用地に求められる下記の条件についてメリット・デメリットを点数化し比較検討を行いました。

なお、(仮称) 奥州東学校給食センターの候補地については、上記3カ所をあげていますが、これに限定せずハザードマップ等を考慮し、新たな候補地も含め再度検討してまいります。

#### 学校給食センター建設用地に求められる条件

項目		概要
立地条件	災害等リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップの浸水域や豪雨による河川氾濫の影響を受ける土地は選定しない。</li> <li>・急傾斜地など地滑りが発生しない土地を選定する。</li> <li>・火災、停電の場合に、消防車や復旧作業車が容易に進入できる土地が望ましい。</li> </ul>

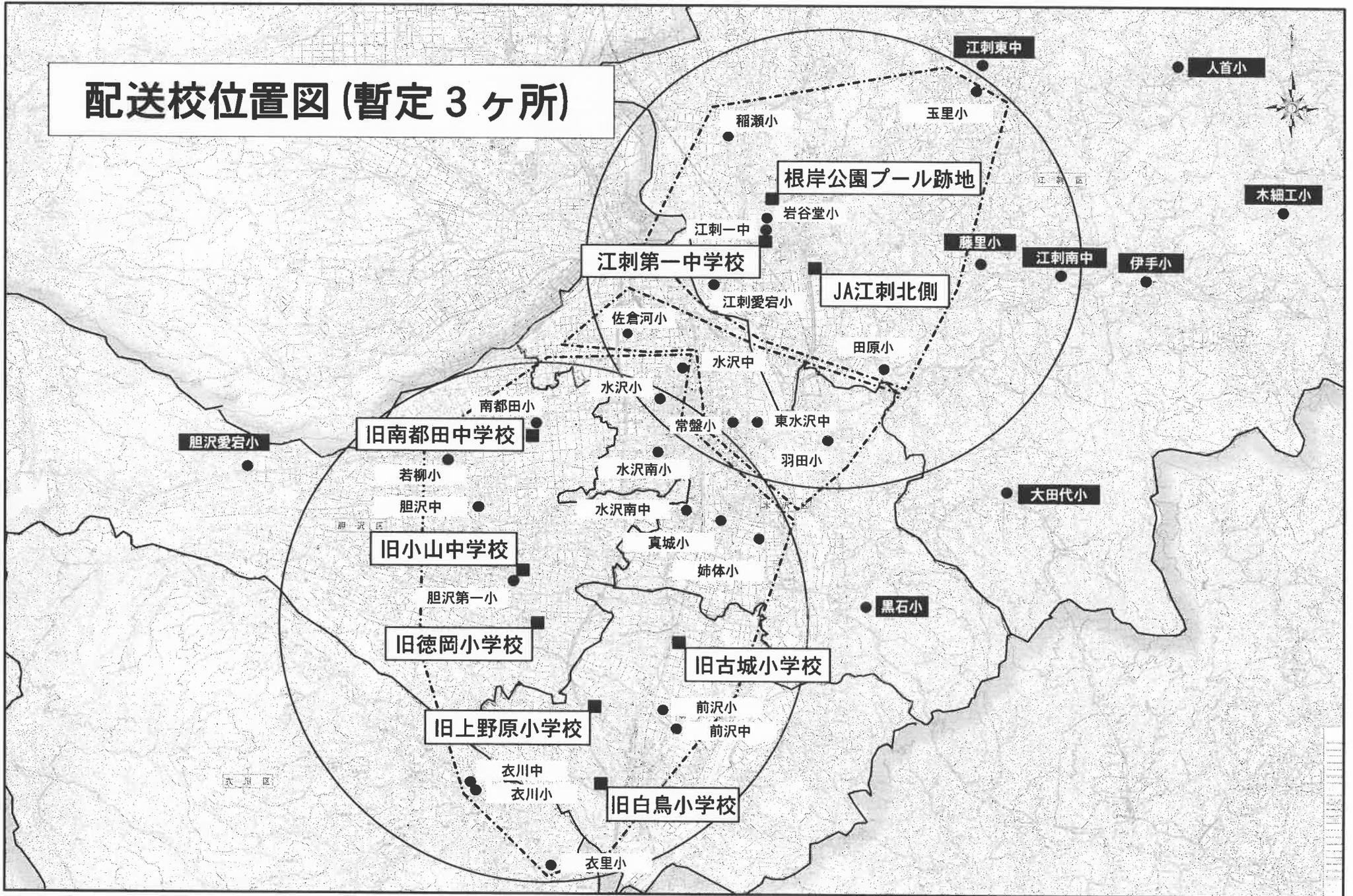
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風等による倒木被害を受けない土地が望ましい。</li> <li>・汚染土による影響を受けない土地が望ましい。</li> </ul>	
	埋蔵文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡があれば調査等に1年はかかる可能性があることから、遺跡のない土地が望ましい。</li> </ul>	
	インフラ	土地形状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食衛生管理基準を勘案した調理工程等を踏まえると、作業動線の直線化や一方通行化が図れる長方形の施設建設を図るため、整形地の確保が望ましい。</li> <li>・アレルギー室の設置や十分な作業空間の確保を見込んで施設の延床面積を2,500㎡程度とすると、配送用トラックの出入りや職員駐車場を確保する必要もあることから7,000㎡程度の面積を基準に選定する。</li> </ul>
		接続道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容易に配送車が出入りできるよう、道路に2方向以上接続し、搬入と搬出が別方向となることが望ましい。</li> <li>・給食運搬の安全確保のため、狭あい道路や急な坂路を避けることが望ましい。</li> </ul>
配送の効率性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食衛生管理基準で定められている調理後2時間以内の喫食が達成できるよう学校までの最長配送時間が30分以内で、幹線道路へのアクセスがしやすい位置にあることが望ましい。</li> </ul>	
立地条件	インフラ	上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の水を使用することから、安定した水量が確保でき、周囲への影響が無いことが望ましい。</li> </ul>
		下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独浄化槽設置には多額の建築費用が係ることから、公共下水道又は農業集落排水への接続が望ましい。</li> </ul>
	土地の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績がなく、代替施設があることが望ましい。</li> </ul>	
	周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理中の換気による臭気や、設備、機器からの騒音など周辺への影響を考慮し、民家等と給食センターが近接しないような土地が望ましい。</li> </ul>	

- (3) (仮称) 奥州西学校給食センター候補地の選定結果について  
 点数が一番高かった旧小山中学校を建設候補地として選定しました。

候補地選定結果一覧

No	場所	点数	順位
候補地1	旧古城小学校	5点	4位
候補地2	旧上野原小学校	2点	5位
候補地3	旧徳岡小学校	13点	2位
候補地4	旧小山中学校	15点	1位
候補地5	旧南都田中学校	7点	3位
候補地6	旧白鳥小学校	1点	6位

# 配送校位置図 (暫定 3ヶ所)



# 資料編

令和2年～23年奥州市小・中学生推移一覧

奥州市全体

令和3年4月1日現在

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
中3	910	977	961	947	894	950	905	842	904	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554
中2	978	961	947	894	950	905	842	904	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554	546
中1	963	947	894	950	905	842	904	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554	546	539
中計	2,851	2,885	2,802	2,791	2,749	2,697	2,651	2,519	2,489	2,335	2,367	2,232	2,114	1,914	1,834	1,788	1,762	1,736	1,712	1,687	1,663	1,639
小6	958	894	950	905	842	904	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554	546	539	531
小5	893	950	905	842	904	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554	546	539	531	523
小4	946	905	842	904	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554	546	539	531	523	516
小3	910	842	904	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554	546	539	531	523	516	509
小2	843	904	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554	546	539	531	523	516	509	501
小1	903	773	812	751	805	676	633	605	596	587	579	570	562	554	546	539	531	523	516	509	501	494
小計	5,453	5,268	5,186	4,987	4,886	4,720	4,450	4,281	4,065	3,901	3,675	3,570	3,499	3,449	3,399	3,351	3,303	3,256	3,209	3,163	3,118	3,074
計	8,304	8,153	7,988	7,778	7,635	7,417	7,101	6,800	6,554	6,237	6,042	5,802	5,613	5,363	5,233	5,138	5,064	4,992	4,921	4,850	4,781	4,713
減少率		98.18%	97.97%	97.37%	98.17%	97.14%	95.73%	95.77%	96.38%	95.16%	96.89%	96.02%	96.75%	95.54%	97.58%	98.19%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.58%	98.58%

※黒字は令和2年5月1日学校基本調査

※太字は令和3年4月1日現在の児童生徒数

※緑字は奥州市人口統計の5歳児～0歳児の人数に小・中学校の入学率（99.1％）をかけたもの。

※青字はR03年度0歳児の人数に小学校の入学率（99.1％）をかけ、ここ7年間の平均減少率を反映させた数字。

## 奥州市学校給食施設再編計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 奥州市学校給食施設再編計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、学校給食施設再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、計画の策定に関することとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の小中学校に通う児童生徒の保護者
- (2) 学校教育関係団体の推薦を受けた者
- (3) 胆江地方産直施設連絡会の推薦を受けた者
- (4) 学識経験者
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

### (補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 奥州市学校給食施設再編計画策定委員

(委嘱期間：令和3年5月27日～見直し完了まで)

No	選出区分	氏名	役職等
1	奥州市PTA連合会	藤田 雄二	会長 (衣川地区選出)
2	奥州市PTA連合会	菅原 淳	副会長 (江刺地区選出)
3	奥州市校長会	菊地 卓哉	会長 (東水沢中学校校長)
4	奥州市校長会	千葉 栄	副会長 (江刺愛宕小学校校長)
5	奥州市学校保健会	福盛田 恵理子	栄養士部会 会長 (東水沢学校給食センター)
6	胆江地方産直施設連絡会	高橋 <sup>ひさ</sup> 子	役員 (いさわ産直センターあじさい組合長)
7	学識経験者	佐々木 <sup>ひろ</sup> 喜	岩手県学校薬剤師会奥州支部 (永薬品商事代表取締役社長)
8	学識経験者	高橋 直樹	岩手県奥州保健所 環境衛生課長
9	東水沢学校給食センター	佐々木 正悦	所長
10	東水沢学校給食センター	高橋 <sup>こずえ</sup> 枝	主任調理師
11	江刺学校給食センター	佐藤 <sup>たかし</sup> 尚	所長
12	江刺学校給食センター	佐藤 ゆかり	調理師
13	前沢学校給食センター	千葉 ひろ子	所長
14	前沢学校給食センター	小原 <sup>くみ</sup> 美	調理師
15	胆沢学校給食センター	千葉 <sup>たもつ</sup> 有	所長
16	胆沢学校給食センター	菊地 万里子	上席主任栄養士
17	胆沢学校給食センター	千葉 努	調理師